

## マージン率等の公開資料

(令和7年4月1日現在)

改正労働者派遣法に基づき、下記の通り公開いたします。

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率（令和6年度実績）

| 派遣<br>労働者数 | 派遣<br>事業所数 | ①労働者派遣の料金<br>(1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金<br>(1日8時間当たりの平均) | マージン率<br>(①-②)÷① |
|------------|------------|----------------------------|----------------------------|------------------|
| 12         | 1          | 22,289 円                   | 12,300 円                   | 44.8%            |

◇マージン率とは、派遣先から支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除した率をいいます。

◎マージンに含まれる費用

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| 社会保険料  | 健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の会社負担分 |
| 有休休暇費用 | 年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）         |
| 健康診断費用 | 一般健康診断および生活習慣病予防検診の受診費用                |
| 就業管理費用 | 派遣労働者の就業に関する費用<br>(教育訓練・事務管理費等)        |

### 2. 教育訓練に関する事項

- ・フォークリフト運転技能教育
- ・監督職一般教育
- ・コンプライアンス教育
- ・作業要領教育

### 3. キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

- ・相談窓口 岩塚営業所 生産管理部 部長 高畠 義照
- ・連絡先 0567-55-1105

### 4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結している

- ・協定労働者の範囲 (生産関連・生産類似 その他生産関連に従事する従業員)
- ・協定書の有効期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日